

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を
改正する条例について

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を
改正する条例

(岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第九条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

(岐阜県税条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項第六号中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

(岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部改正)

第四条 岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の表三の項1イ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一

項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

別表第一七の表十一の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する」を削り、「を使用して」を「により」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)第四条第一項の規定により同条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

第十八条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項若しくは」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条に次の一項を加える。

4 岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項の規定により同条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条例第四条第三項の規定は、適用しない。

第三十一条第二号中「第十八条第四項又は第五項」を「第十八条第三項」に改める。

第三十四条中「第十八条第五項」を「第十八条第三項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 説 明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。